

内閣府 地方創生推進事務局
上席政策調査員又は政策調査員（非常勤一般職国家公務員）募集要項

1 採用内容

職 名：内閣府地方創生推進事務局
上席政策調査員（非常勤）又は政策調査員（非常勤）
※職名については担当する業務や職歴等を考慮の上、決定させていただきます。

採用予定者数：1名程度
採用予定日：令和6年8月1日（予定）

2 業務内容

- (1) 構造改革特区計画の認定に関する専門的事項の調査及び分析
- (2) 地域再生計画の認定に関する専門的事項の調査及び分析
- (3) 中心市街地活性化計画の認定に関する専門的事項の調査及び分析
- (4) 総合特別区域法に規定する国際戦略総合特別区域計画・地域活性化総合特別区域計画の認定に関する専門的事項の調査及び分析
- (5) 国家戦略特別区域に関する専門的事項の調査及び分析
- (6) 都市再生に関する専門的事項の調査及び分析

3 応募要件

- (1) 大学卒業程度以上の学歴、又は、これと同等以上の学力を有すると認められる者
- (2) 原則5年以上の実務経験を有し、規制改革（経済・金融・地域産業）、地域経済、地域再生、環境、都市再生等に関する専門的な知識経験及び分析能力を有する者

4 応募資格

次のいずれかに該当する者は、応募資格がありません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により、国家公務員となることができない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5 応募方法

- (1) 提出書類
 - ・志望動機について記した小論文（400字程度）

- ・履歴書 1 通
書式自由、写真貼付、日中確実に連絡がつく連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず明記
 - ・職務経歴書 1 通
書式自由、勤務先、勤務期間、職種、詳細な業務内容（具体的な事業名、提出できる成果物があればそれを添付すること）等を記載
- ※応募書類は返却いたしません（当方で責任廃棄）。

(2) 書類提出先（郵送）及び問い合わせ先

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎
内閣府地方創生推進事務局 総務担当（担当：幸野）
電話：(03)5510-2151

※封筒の表面に、赤色で「政策調査員応募書類在中」と記載のこと

(3) 提出締切

令和 6 年 6 月 28 日（金）（必着）

6 選考方法

1 次選考 書類審査

2 次選考 面接（随時）

書類審査（1 次選考）の後、面接（2 次選考）を行うこととなった方のみ、2 次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。

7 勤務条件

身 分：一般職国家公務員（非常勤）

勤 務 地：東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎

勤務時間等：1 日 5 時間 45 分（10：00～12：00 及び 13：30～17：15）

土・日・祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休み。

ただし、部局長が特別に勤務の必要があると認めた場合は勤務とする。

任 期：令和 6 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日（予定）

給 与 等：上席政策調査員の場合：日額 11,800 円

政策調査員の場合：日額 9,600 円

※日額は変更になる可能性があります

※賞与・昇給なし

※健康保険（国家公務員共済組合制度（短期給付））、厚生年金保険、雇用保険及び介護保険は加入要件に従う

※年次有給休暇は 6 か月後に次の 1 年間分として 10 日付与（全勤務日の 8 割以上勤務した場合）

8 その他

採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得を行う必要があります。